

## 質問回答

| NO. | 質問   | 回答  |
|-----|--|---|
| 1   | <p>・【要件定義書】「1.1.2.業務フロー」の「図 1-1 申請・届出手続きの概要フロー（現行）」において現行では環境省申請・届出システムと連携されていますが、こちらはe-Gov電子申請と連携しているものでしょうか。連携している場合、外来生物DBSとe-Gov間で連携し登録データを取りこんでいるでしょうか。</p> | <p>現在の外来生物DBSではe-Govから申請の受付は行っていませんが、過去に連携機能を構築しており、環境省申請・届出システムを経由したデータ連携は引き続き利用可能な状態となっています。運用上、環境省申請・届出システムへの基本情報の登録は必須ではありません。</p>  |
| 2   | <p>・【要件定義書】「1.1.2.業務フロー」の「図 1-2 申請・届出手続きの概要フロー（次期想定）」において一元的な文書管理システムとのやり取りがありますが、システムの連携は必要になるでしょうか。</p>  | <p>「別添資料3. 現行システムの課題及び対応方針一覧」のNo.17のとおり、一元的な文書管理システムが提供するAPIを利用したシステム連携が必要となります。</p>  |
| 3   | <p>・【要件定義書】「1.1.3.業務の実施に必要な体制」に記載されているシステム管理担当様以外の農水省職員様や地方環境職員様は本案件においてどの程度参画されるでしょうか。また、仕様の確定・設計のご承認・テストの実施等、参画されることはあるでしょうか。</p>                              | <p>受入テストの実施において、手続等業務担当（主に地方環境事務所及び自然環境事務所の職員）及び共管種手続等業務担当（農林水産省、水産庁及び地方農政局の職員）に協力いただくことを想定しています。</p>   |
| 4   | <p>・【要件定義書】「別添資料1.業務フロー」の「2.1.提出」にオンライン提出の対象として飼養等許可の申請・届出等の記載がありますが、「別添資料4. 機能・画面一覧」においてどの画面が該当するかご教示いただけるでしょうか。</p>  | <p>以下の画面がオンライン提出の対象となる申請・届出の登録画面に該当します。</p> <p>（飼養等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4.2.1 申請書登録画面</li> <li>・ 4.2.35 許可証の再交付申請書登録画面</li> <li>・ 4.2.36 許可証の写し申請書登録画面</li> <li>・ 4.3.1 数量の増減内容入力画面</li> <li>・ 4.3.9 住所等変更内容入力画面</li> <li>・ 4.3.12 失効内容入力画面</li> <li>・ 4.3.29 特定外来生物飼養等許可の亡失内容入力画面</li> </ul> <p>（放出）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ A-4.1.1 放出等許可の申請書登録画面</li> <li>・ A-4.2.1 放出等許可の再交付申請書登録画面</li> <li>・ A-4.5.1 放出等許可の実施内容入力画面</li> <li>・ A-4.6.1 放出等許可の住所等変更内容入力画面</li> <li>・ A-4.7.1 放出等許可の亡失内容入力画面</li> <li>・ A-4.8.1 放出等許可の失効内容入力画面</li> </ul> <p>（防除）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4.10.3 確認・認定申請書登録画面</li> <li>・ 4.13.3 実施状況届出内容登録画面</li> </ul> |
| 5   | <p>・【要件定義書】「別添資料1.業務フロー」の「2.4.意見聴取」が全体的に赤字になっておりますが、新規追加のフローとなるでしょうか。</p>  | <p>ご認識のとおり、「2.4.意見聴取」（防除に係る意見聴取）は、令和4年度法改正に伴い新規に追加したフローです。</p>  |
| 6   | <p>・【e-Govの概要】8ページ目に政府共通ネットワーク上での様式作成となっておりますが、様式作成を行う際は貴省に端末を準備頂いて訪問の上作業となるでしょうか。リモートで作業をすることは可能でしょうか。</p>  | <p>e-Gov電子申請サービスでは「様式作成支援ツール」を使用して様式（申請画面）ファイル（xml形式）を作成しますが（ツールを使用せずエディタ等での記述も可）、「様式作成支援ツール」はスタンドアロンで動作するため貴社環境での開発は可能です。ただし、「様式作成支援ツール」では作成した画面のイメージまでしか確認できず、動作部分の検証には検証システムへのアップロードが必要になりますが、アップロードは政府共通ネットワーク内からのみ可能なため、環境省側で行う必要があります。アップロード後の検証作業はインターネットから可能です。</p>   |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 7  | <p>・提案書のページ数の制限について教えてください。<br/>提案書の目次項目である「2. 業務の実施方法」について、「A 4版1枚以内。複数の事項を提案する場合はそれぞれA 4版1枚以内ずつとする。」と記載がございます。こちらは2. Xの各項目ごとに1枚以内となりますでしょうか。</p>  | <p>ご認識のとおり、「2. 業務の実施方法」については、2. Xの各項目ごとにA 4版1枚以内が原則となります。<br/>提案事項毎に1枚以内での記載を可としているため、2. Xに係る複数の提案事項がある場合に、2枚以上になることは問題ありません。</p>  |
| 8  | <p>・要件定義書（案）3 1頁について<br/>記載内容：一元的な文書管理システムと連携する機能を有すること。<br/>質問内容：「一般的な文書管理システム」とありますが、具体的なメーカー名・ツール名。連携APIの仕様をご教示いただけますでしょうか。</p>  | <p>「一元的な文書管理システム」は総務省が所管する府省共通システムのため、具体的な接続要件等は、契約締結後に調整させていただきます。</p>  |
| 9  | <p>・仕様書3 別添資料4 昨日・画面一覧 1頁について<br/>記載内容：4. 2. 1 2備考欄：個人・法人を特定できる住所等を条件に、既存申請との紐づけを自動提案する機能<br/>質問内容：AIやプログラム等を用いて紐づけた自動提案（推奨）する、という理解でよろしいでしょうか。また、提案だけに留まらず、紐づけまで自動で完了させることでも問題ないでしょうか。</p> | <p>ご質問の前半はご認識のとおりです。ご質問の後半は「別添資料3. 現行システムの課題及び対応方針一覧」のNo.29のとおり、既存の申請情報と新たに登録される申請・届出者のアカウントの紐づけは手続当業務担当による最終確認の上で実施する想定のため、ひも付けまで自動完了させず、候補の抽出や提案までとなります。</p>   |
| 10 | <p>・別添2調達仕様書について<br/>eMOEの仕様分かる資料（開発する上で入札する業者に公開している資料）、及び開発を行う際のガイドラインが分かる資料をご教示いただきたくお願い致します。</p>  | <p>e-Gov電子申請サービスを含むeMOEの仕様に係る資料については、ご提示できる範囲で資料閲覧の場でご提示しております。<br/>今後ご提示できる資料が追加された場合は、閲覧資料に追加するとともに、既に資料閲覧された事業者様にも共有させていただきます。</p>  |
| 11 | <p>・別紙1要件定義書（案）1.業務要件の定義、1.1.業務実施手順に関する事項、1.1.1.業務の範囲、表1-2 業務一覧について<br/>eMOE上で追加開発が必要となる機能を把握するため、eMOE上に既に実装されており、開発が不要となる機能についてご教示いただきたくお願い致します。</p>                                       | <p>「表1-2 業務一覧」の「2.1 提出 2.1.1 情報登録」、「2.2 受付 2.2.1 受領」及び「2.2 受付 2.2.3 受付 2.2.3.1 受付情報確認」に該当する機能は標準機能として実装されています。<br/>※e-Gov電子申請サービスとe-Gov審査支援サービス（提供予定）は申請・審査のプラットフォームを提供しますが、そのプラットフォーム上への申請画面の実装や審査フローの設定等は手続提供者側の作業になります。</p> |